

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

詳細 [こども支援課](#) ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円の特別給付金を支給します。(国5万円+道1万円)

対象

●低所得のひとり親世帯で次のいずれかに該当する方①令和4年4月分児童扶養手当受給者②公的年金等受給(障害年金や遺族年金)により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった

●低所得のふたり親世帯で次のいずれかに該当する方④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が非課税水準まで下がった

※どちらか一方の給付金しか受け取れません

※⑤、⑥は令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です

※対象児童の年齢要件は平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から令和5年2月28日生まれです

支給日

①=6月27日(月)に支給済み ④=7月15日(金)に支給予定(申請不要)

②、③、⑤、⑥=こども支援課で配布の申請書を受領後、7月以降に随時支給予定

申し込み・詳細

令和5年2月28日(火)までに直接または郵送(必着)で [こども支援課](#)



▲詳細はこちら

令和4年度分 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

詳細 [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ☎(32)6266

対象者

①住民税非課税世帯=令和4年6月1日(基準日)に、本市に住民票があり、同一世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税均等割非課税である世帯

②家計急変世帯=令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員の住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯(①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯)

※①②ともに住民税均等割が課されている方の扶養親族などのみで構成される世帯(単身赴任や学生の1人暮らしなど)は対象外

※①②に関わらず、住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯を含む)をすでに受給した世帯(予定含む)は対象外

給付額

1世帯当たり10万円 ※世帯主名義の銀行口座に振り込み

申請方法

①市から対象世帯へ確認書を発送(7月上旬頃)します。確認書を郵送で回答することで給付されます。※詳しいご案内は確認書に同封

②9月30日(金)までに総合福祉課(HPでダウンロード可)で配布の申請書に収入見込額の申立書など(詳しくはHPをご確認ください)を添付して直接または郵送で [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#)



▲詳細はこちら

DVなどを理由に避難している方へ

●DVなどで住民票を動かさず本市に避難中の方も受給できる場合があります

●住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給できます

申請方法 右記までお問い合わせください

住民税非課税世帯等臨時特別給付金=臨時特別給付金担当 ☎(32)6266

第三者認証取得推奨給付金事業

詳細 [緊急経済対策給付金室](#) ☎(32)6445

対象者

市内で飲食店営業許可を受け、北海道の第三者認証制度の認証を取得している店舗を経営する事業者

※店舗規模の大小、主たる事業者の住所、法人・個人は問いません

支給額

北海道の第三者認証制度の認証を取得した店舗について、1店舗当たり5万円を支給

※同一事業者が複数店舗で認証取得をした場合、各店舗分該当

申請方法

12月28日(水)までに原則郵送(消印有効)で [緊急経済対策給付金室](#)



▲詳細はこちら